

==== 公布された条例のあらまし ====

◇鳥取県行政手続条例の一部改正について

1 条例の改正理由

行政手続法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 鳥取県行政手続条例の対象とする手続等を定めた規定中、引用している行政手続法の根拠条項を改める。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部改正について

1 条例の改正理由

株式会社日本政策金融公庫法等の施行により恩給法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 恩給を受ける権利を担保に供することができる金融機関等を定めた規定中、引用している金融機関の名称を改める。
- (2) 施行期日は、平成20年10月1日とする。

◇貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

社会福祉士及び介護福祉士法の一部が改正され、受験資格に関する規定の整備が行われたことに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 介護福祉士等修学資金を定義する規定中、在学していることが貸付けの要件として引用されている介護福祉士及び社会福祉士の養成施設等から職業能力開発総合大学校等を削除する。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布日とする。

◇風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

独立行政法人緑資源機構法が廃止され、独立行政法人緑資源機構が解散したことに伴い、所要の規定の整備を行う。

2 条例の概要

- (1) 風致地区内での建築物の建築等について許可を要しない機関を定める規定から独立行政法人緑資源機構を削除する。
- (2) その他法改正に伴う所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布日とする。

◇国営土地改良事業特別徴収金徴収条例の一部改正について

1 条例の改正理由

土地改良法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 国営土地改良事業の施行地域内の土地を目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合に特別徴収金を徴収することを定めた規定中、引用している土地改良法施行令の根拠条項を改める。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県道路占用料徴収条例の一部改正について

1 条例の改正理由

道路法施行令等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 占有物件の区分及び道路占用料の額を定めた規定中、引用している道路法施行令の根拠条項を改める。
- (2) 道路占用料の減免について定めた規定中、引用している地方財政法の根拠条項を改める。
- (3) 施行期日は、公布日とする。